

日本開発銀行法の一部を改正する法律案要綱

1 日本開発銀行の業務を左の通り改めること。

(1) 日本開発銀行の肩替り業務の方法として、返済資金の貸付のみでなく、新たに銀行その他の金融機関の開発資金の貸付債権につき、その全部又は一部を譲り受けることができるものとする。

(2) 日本開発銀行は、開発資金に関する債務の保証を行うものとする外、開発資金に充てられる外資の導入を促進するための債務保証をも行いうるものとする。

2 日本開発銀行は、政府から資金を借入れ、又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金を借入れることができるものとする。

但し、資金の借入額と債務保証の現在額との合計額は、自己資本（資本金と準備金との合計額）に相当する額をこえてはならないものとする。

3 日本開発銀行は、毎事業年度の利益金の¹⁰⁰百分の20に相当する額、融資残高の1000分の7に相当する額、いずれか多い額を準備金として積立て、残額は、翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。

日本開発銀行に対しては、法人税、事業税等は、免税とすること。

4 復興金融金庫に対する政府出資金は、日本開発銀行によるその権利義務の承継の日日本開発銀行の政府からの借入金となつたが、右の借入金を日本開発銀行の資本金（政府出資金）と改めること。

5 日本開発銀行は、政令で定めるところにより、米国対日援助見返資金特別会計からその私企業に対する貸付債権（これに附随する権利義務を含む。）の全部又は一部を承継しうるものとする。

この場合、右の承継貸付債権に相当する額が、米国対日援助見返資金特別会計から日本開発銀行に対して貸し付けられたものとする（但し、この貸付金は、将来、米国対日援助見返資金特別会計からの日本開発銀行に対する出資金となしうるものとする）。

6 日本開発銀行は、前項の規定により承継した貸付債権の管理及び回収に関する業務を行いうるものとする。